

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>県道野田岩槻線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市大枝字屋敷前六六七番一〇地先から 同市大畑字前一七九番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年三月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年七月六日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号 で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一・二一・六〇メートル</p>	<p>備考</p>